

## (1) 北海道医療給付事業（重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等）

【担当部署】 税務住民課国保住民係

【電話番号】 0167-44-2124

【窓口の場所】 役場庁舎 1階

### 【ホームページアドレス】

<https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000115.html>

### 【補助金の内容】

- ・ 重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担額を給付する

### 【補助対象者】

#### ● 重度心身障害者（所得制限あり）

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた方で障害等級1～3級（3級の場合は内臓の障害に限る）に該当する方
- ② I Qがおおむね35以下の重度の知的障害者（重複障害についてはI Qがおおむね50以下の方）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、1級に該当する方

#### ● ひとり親家庭等（所得制限あり）

- ① 母子家庭の母または父子家庭の父（18歳未満の子を扶養または監護している方及び20歳未満の子を扶養している方）
- ② 母子家庭または父子家庭の子（18歳未満の方及び20歳未満で扶養されている方）

#### ● 乳幼児等（所得制限なし）

- ① 18歳（満18歳の年度末）までの方

### 【補助内容】

#### ● 重度心身障害者・ひとり親家庭等

- ・ 18歳（満18歳の年度末）までの方～負担なし（保険給付対象）
- ・ 非課税世帯～初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔道整復270円）
- ・ 課税世帯～1割負担
- ・ 月額上限～入院：57,600円、通院：18,000円
- ・ 訪問看護～1割負担（月額上限～非課税世帯：8,000円、課税世帯：18,000円）

※ 重度心身障害者で精神障害者保健福祉手帳により受給者となる方は、入院に係るものを除く

※ ひとり親家庭等の父及び母については、入院・指定訪問看護に係るものに限る

#### ● 乳幼児等

- ・ 負担なし（保険給付対象）

**【実施期間】**

- 重度心身障害者・ひとり親家庭等 昭和58年～
- 乳幼児等 昭和48年～

**【申請に必要なもの】**

- 重度心身障害者
  - ・障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
  - ・健康保険証 ・所得を証明する書類
  - ・本人確認書類（マイナンバー等）
  
- ひとり親家庭等
  - ・在学証明書（18歳以上20歳未満の扶養されている者のみ）
  - ・健康保険証 ・所得を証明する書類
  - ・本人確認書類（マイナンバー等）
  
- 乳幼児等
  - ・健康保険証 ・所得を証明する書類
  - ・本人確認書類（マイナンバー等）

**【交付までの流れ】**

- ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定

**【備考】**

- ・受給者証は、毎年7月31日までが有効期限となり、7月頃に更新のご案内をします。  
（18歳の方は、18歳に到達する年度の3月31日までが有効期限となります。）